

定 款

(2022年6月16日改正)

蝶理株式会社

蝶理株式会社 定 款

第 1 章 総 則

第 1 条 (商 号)

当社は、蝶理株式会社と称し、英文ではCHORI CO., LTD.と表示する。

第 2 条 (目 的)

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 繊維原料、繊維資材及び之等の製品の輸出入、売買、仲立
2. 金属、機械及び工具、車輛、船舶、計量器、医療用具の輸出入、売買、仲立
3. 加工食品、農林水畜産物の輸出入、売買、仲立
4. 石油、ガス、鉱産物及びこれらの製品の輸出入、売買、仲立
5. 合成樹脂、化学工業薬品、肥料、医薬品、医薬部外品、酒精、酒類、酒精含有飲料、化粧品、毒物、劇物、火薬類、その他内外物資の輸出入、売買、仲立
6. 商品取引所に於ける商品の売買及び委託売買
7. 損害保険代理業並びに自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業
8. 倉庫業
9. 海外運送業、陸上運送業、航空運送業及びその代理業並びに旅行業法に基づく旅行業
10. 建設工事の設計、監理及び請負業
11. 不動産の開発、売買、賃貸借、仲介及び管理業
12. 不動産及び動産のリース業
13. 有価証券の保有、運用、金銭の貸付・金融業
14. コンピューターソフトの開発および販売業、情報の処理および提供に関するサービス業

15. 文化、観光、娯楽、飲食、宿泊および索道事業
16. 労働者派遣事業
17. 前各号に附帯又は関連する一切の業務

第 3 条 (機 関)

当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

第 4 条 (本店の所在地)

当社は、本店を大阪市に置く。

第 5 条 (公告の方法)

- ① 当社の公告は電子公告により行う。
- ② やむをえない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

第 6 条 (発行可能株式総数)

当社の発行可能株式総数は5,500万株とする。

第 7 条 (単元株式数)

当社の単元株式数は、100株とする。

第 8 条 (単元未満株主の買増請求)

当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数に併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと（以下「買増し」という。）を当社に請求することができる。

第 9 条 (単元未満株主の権利制限)

当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

(4) 前条に規定する単元未満株式の買増しを請求する権利

第 10 条 (自己株式の取得)

当社は、会社法第165条第2項の規定により取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる。

第 11 条 (株主名簿管理人)

- ① 当社は、株主名簿管理人を置く。
- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会決議によって定め、これを公告する。
- ③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

第 12 条 (株式取扱規則)

当社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第 13 条 (基準日)

- ① 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
- ② 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。

第3章 株主総会

第14条 (招 集)

当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

第15条 (招集権者および議長)

- ① 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。
- ② 株主総会においては、取締役会長が議長となる。取締役会長に、欠員または事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

第16条 (電子提供措置等)

- ① 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
- ② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第17条 (決議の方法)

- ① 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- ② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第 18 条 (議決権の代理行使)

- ① 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。
- ② 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

第 19 条 (議事録)

株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

第 4 章 取締役および取締役会

第 20 条 (取締役の員数)

- ① 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く）は、10名以内とする。
- ② 当会社の監査等委員である取締役は 5 名以内とする。

第 21 条 (取締役の選任方法)

- ① 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。
- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第 22 条 （取締役の任期）

- ① 取締役（監査等委員である取締役を除く）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- ② 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- ③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

第 23 条 （代表取締役および役付取締役）

- ① 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く）の中から代表取締役を選定する。
- ② 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
- ③ 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く）の中から取締役社長 1 名を選定し、取締役会長 1 名および取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

第 24 条 （取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

第 25 条 （取締役会の招集権者および議長）

- ① 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。
- ② 取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

第 26 条 (取締役会の招集通知)

- ① 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- ② 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第 27 条 (取締役会の決議方法)

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。

第 28 条 (取締役会の決議の省略)

当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

第 29 条 (取締役会規程)

取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第 30 条 (取締役会の議事録)

取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載し、出席した取締役は、これに署名し、または記名押印する。

第 31 条 (取締役への重要な業務執行の決定の委任)

当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。

第 32 条 (取締役の責任免除)

- ① 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
- ② 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査等委員会

第 33 条 (監査等委員会の招集通知)

- ① 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- ② 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

第 34 条 (監査等委員会の決議の方法)

監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第 35 条 (監査等委員会規則)

監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第6章 会計監査人

第36条 (会計監査人の選任)

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第37条 (会計監査人の任期)

- ① 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- ② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第38条 (会計監査人の報酬等)

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計 算

第39条 (事業年度)

当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

第40条 (剰余金の配当等の決定機関)

当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

第41条 (剰余金の配当の基準日)

- ① 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。
- ② 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。
- ③ 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第 42 条 (配当金の除斥期間)

- ① 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。
- ② 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

附 則

第 1 条 (監査役の実任免除等に関する経過措置)

当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役であった者の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

第 2 条 (株主総会資料の電子提供措置に関する経過措置)

- ① 定款第16条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。
- ② 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。
- ③ 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

1963年 5 月 28日 一部改正
1964年 5 月 28日 一部改正
1965年 5 月 28日 一部改正
1967年 5 月 29日 一部改正
1968年 5 月 28日 一部改正
1970年 5 月 28日 一部改正
1971年 5 月 28日 一部改正
1972年 5 月 29日 一部改正
1973年 5 月 28日 一部改正
1974年 5 月 28日 一部改正
1975年 5 月 29日 一部改正
1982年 6 月 26日 一部改正
1985年 6 月 28日 一部改正
1985年 8 月 1日 一部改正
1987年 6 月 26日 一部改正
1989年 6 月 29日 一部改正
1990年 6 月 28日 一部改正
1991年 6 月 27日 一部改正
1994年 6 月 29日 一部改正
2001年 6 月 28日 一部改正
2002年 6 月 27日 一部改正
2003年 6 月 27日 一部改正
2004年 6 月 29日 一部改正
2006年 6 月 29日 一部改正
2009年 6 月 23日 一部改正
2012年 6 月 13日 一部改正
2013年 6 月 13日 一部改正
2015年 6 月 15日 一部改正
2016年 6 月 15日 一部改正
2022年 6 月 16日 一部改正